

平成十四年三月五日提出  
質問第三九号

財団法人自動車製造物責任相談センターの相談員が自動車メーカーカ出向者である問題に関する質問主意書

提出者 長妻 昭

財団法人自動車製造物責任相談センターの相談員が自動車メーカー出向者である問題に関する質

## 問主意書

財団法人自動車製造物責任相談センターのカラーのパンフレットを見ると

「もし、車が原因でトラブルになった時、解決に向けてお手伝いします」との大見出しの後に「日頃、便利にご利用になっているあなたの車で、思いがけない製品トラブルに出会った時、あなたならどうしますか。解決までに長い時間を要したり、お話し合いがまとまらなくて困った事はありませんか。財団法人自動車製造物責任相談センターは、そんなトラブルの解決方法を気軽に相談でき、さらに、解決のお手伝いをする裁判外の独立した、中立の紛争処理機関です。トラブルの相談には、事務局付弁護士を含めた専門のスタッフが対応します」とあります。

以下の項目に関し、政府の把握する事実及び見解について質問する。

- 一 財団法人自動車製造物責任相談センターの職員十人のうち、二人は社団法人日本自動車工業会からの出向者、一人（常務理事・事務局長）は、自動車メーカーOB、あとの七人は、自動車メーカーからの出向者（技術者）であることは間違いないか。その七人のうち、六人が相談員であることも間違いないか。

二 財団法人自動車製造物責任相談センターに相談を持ち込む前に、自動車メーカーに相談をしている事例は財団法人自動車製造物責任相談センターに持ち込まれた相談全体の件数のうちどれくらいの件数か。

三 自動車メーカーとの相談では解決しない場合、財団法人自動車製造物責任相談センターに相談を持ち込むケースも多いと考える。その財団法人自動車製造物責任相談センターの相談員が自動車メーカーの出向者であるということは、「中立の紛争処理機関」とのうたい文句に疑義が発生すると考える。今後、この自動車メーカーからの出向を見直す予定はあるか。

四 多くの相談者は財団法人自動車製造物責任相談センターの相談員（職員）が自動車メーカー出向者であるという事実を知っていないと考えるが、現在、財団法人自動車製造物責任相談センターの相談員（職員）が、自動車メーカーの出向者であるという事実は公表しているのか。また、今後、公表する予定はあるか。

五 公表をしていないのであれば、その理由は。

六 三で質問した自動車メーカーからの出向を見直す予定が無い場合、相談を持ち込む方に対して、相談員（職員）が自動車メーカー出向者である事実を告知する必要があると考えるが、それを実施する予定はあるのか。

七 財団法人自動車製造物責任相談センターの相談員（職員）が自動車メーカー出向者である事実に関して、問題は無いと考えるか。

八 財団法人自動車製造物責任相談センターの相談員（職員）が自動車メーカー出向者である事実を公表していない現状に関して、問題は無いと考えるか。

九 財団法人自動車製造物責任相談センターの職員のうち、自動車メーカー及び自動車メーカーからの出向者である方の、氏名、役職、担当業務、出向先の自動車メーカー名、出向直前の自動車メーカーでの役職をお示し願いたい。

一〇 九が示せない場合、その理由は、  
右質問する。